

国立大学法人福島大学と矢祭町との包括連携協定書

国立大学法人福島大学（以下「甲」という。）と矢祭町（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、相互の資源を有効に活用した包括的な連携のもと、地域づくり、教育、産業振興等の分野において協働活動の推進を図り、地域社会の発展と将来を担う人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1） 地域課題の解決に関すること。
- （2） 教育・文化・スポーツの振興に関すること。
- （3） 地域産業の振興に関すること。
- （4） その他相互に必要と認める事項に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取り組み内容については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の負担）

第3条 本協定に基づく活動のために必要となる経費については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を行う上で、互いに知り得た情報を、本協定に基づく事業を遂行するためにのみ使用するものとし、事前に相手方の承諾を得

ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、法令又は条例の規定により開示しなければならない場合及び既に公知となっている情報はこの限りでない。

2 前項の規定は、本協定の期間が満了した後においても効力を有するものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面による申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等についての協議）

第7条 協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年6月21日

甲 福島県福島市金谷川1番地

国立大学法人福島大学

学 長

三浦浩吾

乙 福島県東白川郡矢祭町大字東館字館本66番地

矢祭町長

佐川正一郎